

# 和歌山県報

発行和歌山県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次(\*については県例規集登載事項) (取扱課室名) ページ

O 告	<b>示</b>				
568	特別保護地区の指定予定の通知	(環	境生活総務	(課)	1
569	II .	(	IJ	)	2
570	公聴会の開催	(	IJ	)	3
571	II .	(	IJ	)	3
572	保安林の指定解除予定の通知		(森林整備	課)	4
573	道路の位置の指定		(都市政策	護課)	4
〇選	举管理委員会告示				
*36	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者とな	る病院	売等の指定)	0	
:	部改正				4
〇 内	水面漁場管理委員会指示				
1 渡	魚業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等				5
〇 監	查公表				
監査	公表第11号				5

#### 告 示

## 和歌山県告示第568号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護 地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次 のとおり縦覧に供する。

平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

友ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

友ヶ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島地内南垂水キャンプ場を経て北垂水の海岸線との交点に至り、同所 から海岸線を北東に進み亀ヶ崎を経て虎島東端に至り、同所から海岸線を南進し序品窟を経て起点に至 る線により囲まれた区域及び神島一円の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間

- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は瀬戸内海国立公園に指定されており、和歌山市の西部に位置し、ヒョドリ、メジロを始 めとする多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及

び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣 の保護を図るものである。

(3) 管理方針

レクリエーションの場として親しまれ、自然とのふれあいの場を設けるとともに、環境教育及び自 然体験学習の場として活用を図る。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び海草振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成24年5月25日から同年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

## 和歌山県告示第569号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

高野山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

伊都郡高野町地内の高野山鳥獣保護区のうち、国有林207林班い小班全域及び摩尼山頂上を起点とし、金剛峯寺山林と民有林との境界(南側にのびる尾)を下り通称姑射山の頂上に至り、同所から主尾根を離れ南西に延びる支尾根を下り国道371号に至り、同所から国道371号を約200メートル西進し御殿川に架かる橋から御殿川に沿って上り、一つ目の支谷で右に折れ支谷に沿って上り奥の院参道を横切り、金剛峯寺山林と民有地との境界を進み転軸山山麓の町道に至り、同所から高野山寺領森林組合管理の林道を北東に進み通称三本杉に至り、同所から金剛峯寺山林部管理の林道を北東に進み旧黒河道に至り、同所から日黒河道を西進し摩尼山から東に延びる支尾根を上り起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間

- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
- (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、高野町にある摩尼山及び女人堂学習林の渓谷部を中心とした区域であり、樹高の高い 針葉樹及びそれらを取り巻く広葉樹を中心とした自然林からなり、1,000m近い標高による深山相当の 鳥相が分布しており、また、獣類ではニホンザルやニホンジカも確認されるなど、多様な鳥獣が生息 している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

県職員、鳥獣保護員及び町職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及 び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、山内及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生息環境の形成に資するた

め必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び伊都振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成24年5月25日から同年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

## 和歌山県告示第570号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定に基づき告示する。

平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成24年6月13日 (水) 午後2時00分から
- 2 場所 和歌山市加太2692番地 和歌山市役所加太支所 2階 会議室
- 3 案件 友ヶ島鳥獣保護区特別保護地区(和歌山市)の再指定について
  - (1) 区域

友ヶ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島地内南垂水キャンプ場を経て北垂水の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み亀ヶ崎を経て虎島東端に至り、同所から海岸線を南進し序品窟を経て起点に至る線により囲まれた区域及び神島一円の区域

- (2) 総面積 79ヘクタール
- (3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室 (TEL 073-441-2779)

海草振興局健康福祉部衛生環境課(TEL 073-482-0600)

## 和歌山県告示第571号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定に基づき告示する。

平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成24年6月18日 (月) 午後1時30分から
- 2 場所 橋本市高野口町名古曽927 伊都振興局健康福祉部 2階 会議室
- 3 案件 高野山鳥獣保護区特別保護地区(高野町)の再指定について
- (1) 区域

伊都郡高野町地内の高野山鳥獣保護区のうち、国有林207林班い小班全域及び摩尼山頂上を起点とし、金剛峯寺山林と民有林との境界(南側にのびる尾)を下り、通称姑射山の頂上に至り、同所から主尾根を離れ南西に延びる支尾根を下り国道371号に至り、同所から国道371号を約200メートル西進し御殿川に架かる橋から御殿川に沿って上り、一つ目の支谷で右に折れ支谷に沿って上り奥の院参道を横切り、金剛峯寺山林と民有地との境界を進み転軸山山麓の町道に至り、同所から高野山寺領森林組合管

理の林道を北東に進み通称三本杉に至り、同所から金剛峯寺山林部管理の林道を北東に進み旧黒河道に至り、同所から旧黒河道を西進し摩尼山から東に延びる支尾根を上り起点に至る線に囲まれた区域

- (2) 総面積 130~クタール
- (3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室(TEL 073-441-2779)

伊都振興局健康福祉部衛生環境課 (TEL 0736-42-5443)

## 和歌山県告示第572号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町字東橋谷274の76・274の77 (以上2筆について次の図に示す 部分に限る。)、字稲妻885の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第573号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成24年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道路			
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅 員	延長		
		氏 名		メートル	メートル		
3161	海南市溝ノ口字宮ノ前6番6	海草郡紀美野町動木1397番	平成	4.00	64. 10		
	の一部、7番3の一部、7番5		24. 5. 11	5. 00	20.00		
	の一部、8番3の一部、8番4	口井八重子					
	の一部、8番11の一部、8番						
	12						

# 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第36号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年5月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

人健佑会 本 有 田 病 院 東牟婁郡串本町有田499番地の1

も と 町 立 病 院 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7

に改める。

## 内水面漁場管理委員会指示

## 和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成24年5月22日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥 野 恒太郎

- 1 指示の内容
  - (1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「当該水域」という。)においては、和歌 山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならな い。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス 病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

- イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。
- (3) (1) 及び(2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。
- 2 指示期間

平成24年6月2日から平成25年6月1日まで

## 監査公表

## 和歌山県監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成24年3月21日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年5月22日

和歌山県監査委員 楠 本 隆 和歌山県監査委員 足 立 聖 子 和歌山県監査委員 藤 山 捋 材和歌山県監査委員 服 部 一

## 1 監査対象機関及び県所管課名

監	查	対	象	機	関			県所管課名	
学校法人和歌山中央学園 (和歌山県私立高等学校等経常費補助金) 日本赤十字社和歌山県支部(救命救急センター)						総務学事課			
							医務課		
(和歌山県民文化会館指 (和歌公園指定管理者)	定管理者	)						文化国際課 都市政策課	

特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

(和歌山県立情報交流センター指定管理者)

財団法人和歌山県交通安全協会

(和歌山交通公園指定管理者)

特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

(和歌山県NPOサポートセンター指定管理者)

和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

(和歌山県立紀北青少年の家指定管理者)

クリーン興商・南海ビルサービス企業体

(和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)

特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

(和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者)

社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会

(和歌山県立和歌山すみれホーム指定管理者)

紀南地方児童福祉施設組合

(和歌山県立白浜なぎさホーム指定管理者)

社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

和歌川リバーパークマネージメント

(和歌山県和歌川河川公園指定管理者)

財団法人和歌山県下水道公社

(紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道指定管理者)

はまゆうグループ

(紀三井寺公園、秋葉山公園県民水泳場及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)

特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

(和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ) 指定管理者)

株式会社マリンルームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ (クルーザーマリーナ) 指定管理者)

有限会社ベイサイド和歌浦

(和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者)

財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(河西緩衝緑地指定管理者)

(和歌山県体力開発センター、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエ | 教育委員会スポーツ課 ール、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び和歌山県南紀スポーツセンター指 定管理者)

情報政策課

県民生活課

県民生活課

青少年·男女共同参画課

青少年 • 男女共同参画課

青少年 • 男女共同参画課

子ども未来課

子ども未来課

医務課

河川課

下水道課

都市政策課

港湾空港振興課

港湾空港振興課

港湾空港振興課

都市政策課

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 財団法人和歌山県文化振興財団

(和歌山県民文化会館)

- (ア) 物品の購入及び管理については、基本協定書や仕様書に基づき実施することとなっているが、 これらに定められている県への報告や管理台帳の記載に不備があるので、適正に処理されたい。
- (イ) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承認事項となっているので、委託 先や費用等を含め、書面により県への承認申請を行い、適正に手続を実施されたい。
- (ウ) 所管課に対する注意事項

基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での 承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 財団法人和歌山県交通安全協会

(和歌山交通公園)

所管課に対する注意事項

基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での申

請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

(和歌山県立紀北青少年の家)

(ア) 平成23年12月27日和歌山県立紀北青少年の家の食堂で発生した集団食中毒では、宿泊者の多数が発症する事態に至っている。

今後このようなことのないよう、衛生管理に万全を期されたい。

- (イ)管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面 により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。
- (ウ) 所管課に対する注意事項

基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での 申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

エ クリーン興商・南海ビルサービス企業体

(和歌山県立白崎青少年の家)

- (ア)管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面 により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。
- (イ) 所管課に対する注意事項

基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での手続がなされていないので、適正に処理されたい。

オ 特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

(和歌山県立潮岬青少年の家)

- (ア) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面 により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。
- (イ) 所管課に対する注意事項

基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での 手続がなされていないので、適正に処理されたい。

力 社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会

(和歌山県立和歌山すみれホーム)

- (ア)公有財産や県有備品について、基本協定書や仕様書に定められている財産台帳や物品台帳が整備されておらず、管理が不十分なので、適正に処理されたい。
- (イ)管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面 により県への申請を行い協議を実施されたい。
- (ウ) 所管課に対する注意事項
  - a 母子生活支援施設の運営については、県の指定管理料によるほか、他府県や市の福祉事務所で保護されたことによる費用負担により行われているが、この負担金は指定管理者が受領しており、設置者の県が関与していないことから、指定管理料について検討し、適切に処理されたい。
  - b 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるとなっているが、書面での手続がなされていないので、適切に処理されたい。
- キ 紀南地方児童福祉施設組合

(和歌山県立白浜なぎさホーム)

- (ア) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面 により県への申請を行い協議を実施されたい。
- (イ) 所管課に対する注意事項
  - a 母子生活支援施設の運営については、県の指定管理料によるほか、他府県や市の福祉事務所で保護されたことによる費用負担により行われているが、この負担金は指定管理者が受領してお

- り、設置者の県が関与していないことから、指定管理料について検討し、適切に処理されたい。
- b 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるとなっているが、書面での申請手続がなされていないので、適切に処理されたい。
- ク 社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター)

指定管理業務に係る事業報告書の歳入歳出決算書において、診療材料費やその他の経費の一部が 歳出に計上されておらず診療報酬の歳入時期や本部会計の負担額も不明瞭であったので、適正に処 理されたい。

ケ 和歌川リバーパークマネージメント

(和歌山県和歌川河川公園)

- (ア) 支出業務について、一部に根拠資料が添付されていないものがあり、支出の実態が把握できない状況にあるため、適正に処理されたい。
- (イ) 所管課に対する注意事項

指定管理者は共同体方式で設立されたものであるが、協定書等の書面がなく、グループ構成員の業務の役割及び責任が不明瞭であるので、効果的かつ効率的な運営が図られるよう指定管理者を指導されたい。

コ 財団法人和歌山県下水道公社

(紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道)

- (ア) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承認事項となっているので、書面 により県への承認申請を行い協議を実施されたい。
- (イ) 所管課に対する注意事項
  - a 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるとなっているが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。
  - b 伊都浄化センター敷地に設置された電話柱に電線等が共架されているが、行政財産の目的外 使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。
- サ 株式会社マリンルームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ (クルーザーマリーナー))

- (ア)管理業務の一部を再委託しているが、業務協定書では、県の承認事項となっているので、書面 により承認申請手続を行い適正に手続を実施されたい。
- (イ)管理業務協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」について、前回指定を受けた 現指定管理者を含む共同企業体が作成した規程をそのまま使用しているので、現指定管理者とし ての規程を作成されたい。

また、同協定書に基づき、知事の承認を受けられたい。

- (ウ) 所管課に対する注意事項
  - a 業務協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面で の手続がなされていないので、適正に処理されたい。
  - b 業務協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」について、前回指定を受けた現 指定管理者を含む共同企業体が作成した規程をそのまま使用しているので、現指定管理者として の規程の作成を指導されたい。

また、知事の承認が必要であるため適正に処理されたい。

シ 有限会社ベイサイド和歌浦

(和歌浦漁港指定漁港施設)

(ア) 管理業務の一部を再委託しているが、業務協定書では、県の承認事項となっているので、書面 により承認申請手続を行い適正に手続を実施されたい。 (イ) 所管課に対する注意事項

業務協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での 承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

ス 財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(和歌山県体力開発センター、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール、和歌山県 立体育館、和歌山県立武道館及び和歌山県南紀スポーツセンター)

- (ア) 体力開発センターにおける配水管定期清掃作業が年2回しか実施されていなかったが、仕様書には年3回になっているので適正に処理されたい。
- (イ) 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールにおいて、無料の駐車券を自主事業の 参加者に配っているが、法人は自主事業の経費を指定管理者に支払う行為が必要であり、収支計 算書の利用料金収入に計上するようにされたい。
- (ウ) 所管課に対する注意事項
  - a 和歌山県立体育館の2階にスポーツ団体が入居しているが、行政財産の目的外使用許可手続が なされていないので適正に処理されたい。
  - b 和歌山県立体育館の備品の利用料金については知事が定める額となっているが決裁書類が見 あたらないので適正に処理されたい。
  - c 上記に掲げる全ての施設において、基本協定書では、業務の一部を再委託する場合、県の承 認が必要であるが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

## (3) 検討事項

ア 社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会

(和歌山県立和歌山すみれホーム)

所管課に対する検討事項

指定管理者の会計において、累積収支差額が積立金として留保されているが、多額に上がっていることから処分方法を検討されたい。

イ 紀南地方児童福祉施設組合

(和歌山県立白浜なぎさホーム)

所管課に対する検討事項

指定管理者の会計において、累積収支差額が基金として留保されているが、多額に上がっている ことから処分方法を検討されたい。

ウ 財団法人和歌山県下水道公社

(紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道)

関係市町と協定を結び4名の職員の派遣を受けているが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び関係市町の条例に抵触すると思われるため、今後の人事体制を検討されたい。

エ 財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(和歌山県体力開発センター、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール、和歌山県 立体育館、和歌山県立武道館及び和歌山県南紀スポーツセンター)

(ア) 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、指定管理者が工事を 実施し、資産価値が増加したことにより指定管理者の資産として固定資産台帳に記載しているが、 運営管理上必要な工事を実施した建物等は県に帰属すべきものであると考えられる。

県の担当課と協議の上、適切な処理について検討をされたい。

(イ) 所管課に対する検討事項

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、指定管理者が工事を 実施し、資産価値が増加したことにより指定管理者の資産として固定資産台帳に記載しているが、

運営管理上必要な工事を実施した建物等は県に帰属すべきものであると考えられる。						
(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。 なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。						